

地方行政サービス改革の取組状況等(令和4年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
092045	栃木県	佐野市	都市 III-2

(1)民間委託				
	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】	
			類似団体委託率	全国(市区町村分)委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.4%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.2%
案内・受付			90.0%	86.3%
電話交換			100.0%	90.2%
公用車運転			87.1%	87.6%
し尿収集			95.7%	98.1%
一般ごみ収集			96.7%	97.2%
学校給食(調理)			90.3%	73.2%
学校給食(運搬)			100.0%	91.0%
学校用務員事務	○	現状維持	28.0%	38.2%
水道メーター検針			100.0%	98.9%
道路維持補修・清掃等			96.7%	97.2%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.2%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.8%
ホームページ作成・運営			93.3%	98.1%
調査・集計			96.6%	96.2%

※令和4年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務			
総合窓口の設置		窓口業務の民間委託	
設置状況	設置予定無し	委託状況	委託有
BPRの手法を用いた業務分析		【参考】	
取組状況		類似団体	全国(市区町村分)
		総合窓口設置率	委託率
		13.3%	66.7%
		総合窓口設置率	委託率
		15.3%	28.8%

(4)庶務業務の集約化			
実施状況	委託状況	【参考】	
実施済	委託予定無し	類似団体	全国(市区町村分)
		実施率	委託率
		60.0%	3.3%
		全国(市区町村分)	実施率
		35.7%	3.5%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(2)指定管理者制度等の導入					
	公の施設数	制度導入施設数	導入率	【参考】	
				前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数
体育館	4	4	100.0%		0
競技場(野球場、テニスコート等)	25	19	76.0%	職員等の常駐がなく、コスト面において導入のメリットが低い。	0
プール	2	2	100.0%		0
海水浴場	0	0	0		0
宿泊休養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0			0
休養施設(公園内、海・山の家等)	2	2	100.0%		0
キャンプ場等	5	5	100.0%		0
産業情報提供施設	3	3	100.0%		0
展示場施設、見本市施設	0	0			0
開放型研究施設等	0	0			0
大規模公園	3	2	66.7%	職員等の常駐がなく、コスト面において導入のメリットが低い。	0
公営住宅	22	22	100.0%		0
駐車場	8	1	12.5%	職員等の常駐がなく、コスト面において導入のメリットが低い。	0
大規模公園、斎場等	0	0			0
図書館	4	4	100.0%		0
博物館(国・県・市町村、歴史・民俗・自然等)	4	0	0.0%	地元特有の調査研究などを継続的に行うため、指定管理は馴染まない。また、営利を目的に実施する施設ではないため。	4
公民館、市民会館	24	0	0.0%	地域に密着した運営管理が必要であるため、画一的な管理は望ましくない。	12
文化会館	2	2	100.0%		0
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	0	0			0
特別養護老人ホーム	0	0			0
介護支援センター	0	0			0
福祉・保健センター	5	5	100.0%		0
児童クラブ、学童館等	50	0	0.0%	児童クラブについては、指定管理を実施してある施設は、将来的に委託による運営に切り替える方向で検討している。なお、児童館については、こどもクラブを併設しているため委託による運営が検討されている。	35

(5)自治体情報システムのクラウド化			
実施済	○	【参考】	
		実施率(類似団体)	
		自治体クラウド	単独クラウド
		26.7%	63.3%
		全国	
		自治体クラウド	単独クラウド
		46.5%	53.5%

(6)公共施設等総合管理計画			
策定済	○	策定予定	策定予定時期
【参考】			
類似団体	全国(市区町村分)		
策定割合	策定割合		
100.0%	99.9%		

(7)地方公会計の整備			
作成済	○	作成予定	作成完了予定年度
		0	
【参考】			
類似団体	全国(市区町村分)		
作成割合	作成割合		
96.7%	91.4%		

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。
(注2) 「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体